

特別養護老人ホーム 高麓 利用料金表

①		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1.サービス利用料金(単位数) +加算 +介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) (合計単位数の17.0%)	サービス利用料金 (1日あたりの単位数)	589単位	659単位	732単位	802単位	871単位
	自己負担額(月額) (単位数×10.14)	25,216円	27,722円	30,333円	32,838円	35,306円

※加算は入居者の身体状態や状況により、増減します。

※負担割合証1割の場合

②		従来型個室		多床室	
2.居住費に係る 自己負担額 (保険外)	利用者負担段階	日額	月額	日額	月額
	利用者負担額第1段階	380円	11,400円	0円	0円
	利用者負担額第2段階	480円	14,400円	430円	12,900円
	利用者負担額第3段階①	880円	26,400円	430円	12,900円
	利用者負担額第3段階②	980円	29,400円	530円	15,900円
	上記以外の方	1,860円	55,800円	1,250円	37,500円

③	利用者負担段階	日額	月額
3.食費に係る 自己負担額 (保険外)	利用者負担額第1段階	300円	9,000円
	利用者負担額第2段階	390円	11,700円
	利用者負担額第3段階①	680円	20,400円
	利用者負担額第3段階②	1,420円	42,600円
	上記以外の方	1,815円	54,450円

※嗜好品は各ご家庭でご用意ください。

※個室も多床室も同額

④	月額
4.その他の経費(概算)	13,000円

※介護保険の給付対象とならないサービス(裏面)や、医療費により変動します。

⑤ 従来型個室	利用者負担段階	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
従来型個室利用の方 ①+②+③+④ (利用者負担限度額利用後)	利用者負担額第1段階	58,616円	61,122円	63,733円	66,238円	68,706円
	利用者負担額第2段階	64,316円	66,822円	69,433円	71,938円	74,406円
	利用者負担額第3段階①	85,016円	87,522円	90,133円	92,638円	95,106円
	利用者負担額第3段階②	110,216円	112,722円	115,333円	117,838円	120,306円
	上記以外の方	148,466円	150,972円	153,583円	156,088円	158,556円

⑤ 多床室	利用者負担段階	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
多床室利用の方 ①+②+③+④ (利用者負担限度額利用後)	利用者負担額第1段階	47,216円	49,722円	52,333円	54,838円	57,306円
	利用者負担額第2段階	62,816円	65,322円	67,933円	70,438円	72,906円
	利用者負担額第3段階①	71,516円	74,022円	76,633円	79,138円	81,606円
	利用者負担額第3段階②	96,716円	99,222円	101,833円	104,338円	106,806円
	上記以外の方	130,166円	132,672円	135,283円	137,788円	140,256円

※1ヶ月30日としたおおよその金額です。

《外泊、又は入院時について》

外泊、又は入院時にお部屋を確保している場合、その日の分につきましても居住費をいただきます。減免対象者の方（利用料段階1段階～3段階）は、外泊時費用算定時は通常の負担限度額を、それ以外の期間は、従来型個室1,860円/日、多床室1,250円/日のご負担になります。

《介護保険の給付対象とならないサービスの料金(日常生活に必要なものとして提供する場合にかかる費用)》

- 日用品セット(バスタオル・タオル・個人用ティッシュ・シャンプー・リンス・ボディソープ・歯ブラシ・歯磨き粉・義歯洗浄剤・入浴用綿球を必要な量ご利用いただけます。) 160円/日
- スポンジブラシ（必要な量ご利用いただけます。） 90円/日
- 口腔ケア用ガーゼ（必要な量ご利用いただけます。） 80円/日
- 口腔湿潤ジェル（必要な量ご利用いただけます。） 20円/日
- 居室テレビを使用した場合 50円/日
- レクリエーション等にかかる費用 実費
- 希望により提供される特別な食事にかかる費用 実費
- 立替払いの事務手数料及び保険証類の管理 50円/日
- エンゼル化粧（個包装の専用メイクセット） 2,000円
- ネックサポート（プラスチック顎専用固定器具） 2,450円
- 浴衣（高麗を出発するときの衣装で必要な方） 3,500円

上記のほかあなただけが特に必要とするものについては、別途費用負担していただきます。

利用者負担段階

- 【第1段階】 1、世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金を受給している方。
2、生活保護を受けている方。
- 【第2段階】 1、世帯全員が市町村民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額【遺族年金・障害年金】の合計が年間80万円以下の方。
2、預貯金が、単身650万円以下、夫婦1650万円以下
- 【第3段階①】 1、世帯全員が市町村民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額【遺族年金・障害年金】の合計が年間80万円超120万円以下の方。
2、預貯金が、単身550万円以下、夫婦1550万円以下
- 【第3段階②】 1、世帯全員が市町村民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額【遺族年金・障害年金】の合計が年間120万円超の方。
2、預貯金が、単身500万円以下、夫婦1500万円以下
- 【上記以外】 1、上記に該当しない方（本人が市町村民税非課税でも、世帯の中に市町村民税課税者がいる方も含みます）

社会福祉法人等による負担限度

- 1、世帯の年間収入が150万円以下（世帯員1人ごとに50万円を加算）で市町村民税非課税世帯
- 2、預貯金等の額が合計350万円以下（世帯員1人ごとに100万円を加算）
- 3、日常生活に供する資産以外に資産がない
- 4、親族等に扶養されていない
- 5、介護保険料を滞納していない
- ※ 1-5の要件をすべて満たす方等のうち、生計が困難な方として市町村長が認めた方。

高額介護サービス費

区 分		負担の上限額(月額)
新設	課税所得 690 万円（年収約 1,160 万円）以上	140, 100円（世帯）
	課税所得 380 万円（年収約 770 万円）～ 課税所得 690 万円（年収約 1,160 万円）未満	93, 000円（世帯）
	市町村民税課税～課税所得 380 万円（年収約 770 万円）未満	44, 400円（世帯）
	世帯の全員が市町村民税非課税	24, 600円（世帯）
	前年の公的年金等収入金額＋その他の合計所得金額の合計が 80 万円以下の方等	24, 600円（世帯）
		15, 000円（個人）
	生活保護を受給している方等	15, 000円（世帯）